

「看護」

皆様の正式機関誌「看護」發刊に當り協會と一緒にお仕事をさせて頂いておりますことは、私の特権でございます。本誌は協會の正式機関誌でございますから、「看護」の使命はあくまで協會全體の聲を代表するものでなければなりません。

私は本誌を組織するに當り、多くの時間と努力を費して下さった方々のために、二、三の讃辭をさしげたいと存じます。協會の理事會、役員の方々は申すまでもなく、協會出版委員、部會出版委員の方々のお骨折は、一通りではございませんでした。殊に、出版委員の方々はせつせつと毎週お集り下さりまして、原稿、目次の組み合せ、出版、配布の問題その他新しい雑誌出版の際起り勝ちな諸問題に就いて討議なさいました。またメヂカルフレンド社の太田先生は、協會に對して、出版委員に對して、編集長大嶽姉に對して貴重なご援助と助言を下さっております。先生のご援助なくしては協會が機関誌發行を思い立ちましてから、その實現までこのように早くはこばなかつたと思ひます。

出版委員の方々が最も眞剣な考慮を拂われた點は助看保三分野のすべ

Editorial

總司令部公衆衛生福祉部看護課
ドロシー・トーム

ての人に喜ばれ、且つ有益な雑誌を發行したいということでありまして、各分野に於ける委員各自の知識と、日本におけるこれら分野の諸問題と要求とを指針として、お仕事をすすめておられます。讀者諸姉に於かれましても各自の特別の要求乃至は關心はどの點にあるかということをお委員までご連絡願えれば、委員の方では大變助かることと存じます。紙の関係等もございまして本誌は純一たる職業雑誌として企画されております。

皆様の國家試験準備にお役立て頂きたいと思つている質問、解答欄の案は、協會の教育委員会のご同意を得てたてております。

讀者諸姉が「看護」にどしどしご寄稿下さいますよう委員達は希望いたしております。資料になるような面白い事例が澤山おありになることと存じます。「看護」が特に要求いたしておりますことは、助看保各分野に於いて皆様がご自分の患者を扱う上に起つて來る問題を、どのように解決なさつたかを聞かせて頂きたいこととでございます。どうぞご経験を同僚におわけ下さいませ。

本誌は協會の機関誌であると同時に

に、讀者各ご自身の雑誌であるという風にお考え下さいませ。もし本誌が不當に非難された場合は、かばつて下さい。あるいはまたその非難が正當である場合は、直ちに編集長に絡連し、訂正されるべき點を摘出して下さい。編集長並びに出版委員は

必ず速かに、その點を訂正いたします。

唯今のところ豫約申込みは日毎に増えてはいるようですが、もつともつと廣くご購讀願わねばなりません。何卒本誌をよろしくご吹聴下さいませ。

国際看護婦協會教育委員会より會長理事
並びに本協會々員に宛てた報告書

1949年7月

スエーデン・ストックホルム

国際看護婦協會教育委員会委員長

R・スリーパー

會議

1947年7月開會の國際看護婦會議以來教育委員会は唯一回會議を開いた。出席者はミス・G・ホジャー、ミス・E・ブロー、ミス・E・テナント及び新委員長ミス・R・スリーパーであつた。

議題には、前回決定の改訂「看護婦學校教育計畫」並びに「卒業看護婦の教育」に関する小冊子發行の件もとりあげられ、これらパンフレットの完成は前委員長の責任とし、歐洲、なるべくフィンランドで印刷に附するよう決定を見た。

委員会に課された計畫

當時教育委員会にとつて最も急を要した問題は、

- (1) 職業看護婦養成所設定に努力している諸國を援助するための最低基準を定めること、
- (2) 國際看護婦協會會員としての新加入國の資格を審査決定の上、會員委員會の助けとなる最低基準を定めることであつた。これらの討論では、嚴密な基準の設けられないこと、もし設けるとすれば必然的に最低基準であり、又「看護婦學校教育計畫」で承認されている基準によるべきであるという事が強調された。

教育委員會の活動狀況

教育委員會の立案に従ひ次の諸事項を決定するために、1948年の秋國際看護婦協會教育委員會の委員に宛て、調査表を送附した。即ち、

- (1) 職業看護婦教育の基礎となる最

低基準とはいかなるものであるか、

(2) これら基準の明細、

(3) 以上の最低基準を今日設定するには、如何なる水準が適當であるか。順次に、

A 職業看護婦の保護及び向上の促進
B 今日なお職業看護婦の十分に制定されていない協会をもつ諸國を援助する。

C 國際看護婦協会々員たらんと努力している看護團體のため、適當な基準を設けること。

調査の結果、委員会の明細適確な方針は、新加入國の適格審査にあたる會員委員会が、その基準として適用することの不可能なものであり、また職業看護婦教育最低基準も、看護婦學校の改善に努めている國の援助に役立つかが疑わしいものであることがわかった。従つて去る2月に論題を區分して第2回目の調査表を發送したのである。第1部は、國の看護團體の國際看護婦協会々員としての適格を審査決定するにあたり、會員委員会によつて用いられる教育基準であり、第2部は、職業看護婦の基礎計畫の立案に努めている國の看護學校によつて用いられる最低基準であつた。

審議に附するために提出した資料

教育委員会委員の理念を表明する次の摘要書を、國際看護婦協会本會議及び理事會に提出して、審議に附

することとする。

I 國の看護團體を國際看護婦協會會員として加入の可否を決定するにあたり、會員委員会によつて審査するよう勸告された教育基準の國際看護婦協會會員たらんとする國に於ける看護學校は、

- 1) A 公認の團體で、設立したものの。
- B 國の協會の看護婦教育部の設立にかゝるもの
- 2) A 保健省
- B 文部省の管轄下にあるもの
- 3) 學校目的を立證する教育計畫を有するもの
- 4) その國に於ける最高の職業的理念と職業的實際とによつて訓練された教職員をもつこと
- 5) その國に於ける最高の教育的・職業的理念、並びに職業的實際に合致する課程をもつこと
- 6) 生徒の學習・生活・保健上の十分な施設をもつこと
- 7) 病院及び公衆衛生面における十分な實習施設をもつこと

II 職業看護の基礎計畫設定に努めている國の看護學校援助のための最低基準

これらの基準を設けるにあつてその目標となつた學校は、多數の異つた國で、異つた教育制度の下に經營され、又看護事業にも異つた保健疾病上の要求があるので、各學校をこれらの基準に適應させるには、そ

の要する能力に種々差異のあることが考えられる。

- 1) 學校の目的は
 - A 明瞭に定めなければならない
 - B 國の保健、疾病上の必要に對して廣範圍に、効果的に貢獻しなければならない
- 2) 學校の組織は
 - A 學校の目的達成を容易ならしめるものでなければならない
- 3) 職員は
 - A 責任部門の適任者であること
 - B 責任部門に對して特別訓練を経た者であること
 - C 次の諸點に對して、教育及び管理の高い標準に合致する仕事の豫定表を作らなければならない
 - 1 1 週間の授業時間數
 - 2 教授科目數
 - 3 監督及び患者看護時間數
 - 4 1 週間の管理時間數
 - D 職業團體の會員となり、活潑にその事業に參與すること
 - E 自己向上の機會をもつこと
 - 1 再教育計畫による成長
 - 2 研究のための賜暇
 - F 保健・看護の業務に十分奉仕すること
- 4) 課程は
 - A 學校目的を實行するものであること
 - B 最高の教育的・職業的理念、及び職業看護婦の實際に合致すること
 - C 生徒學習上の必要と内容に適

應する教育方法を含むこと（映畫幻燈等を用いる）

- D 實習割當には計畫ある教授時間割をつくること
- E 次の種類の看護に練達する教授と實習とを含むこと
 - 1 内科
 - 2 外科
 - 3 小兒看護——病兒・健康兒共
 - 4 結核その他の傳染性疾患（性病は各國共殆ど終熄を見ている）
 - 5 公衆衛生看護一國に卒業看護婦教育制度のない場合
 - 6 産科一國に卒業看護婦教育制度のない場合
 - 7 精神病一國に卒業看護婦教育制度のない場合
- F 教授内容を適當に整理して次の諸課目に重きをおくこと
 - 1 看護の榮養部面
 - 2 看護の社會・保健部面
 - 3 精神衛生
- 5) 教授施設の内容を充實すること
 - A 教室（實習室や實驗室に關して、決定的、且つ特別な勸告が必要である）
 - B 實驗室
 - C 圖書室施設
 - D 職員室
- 6) 實習割當には、次の事項を含むこと
 - A 適度に進んだ臨床看護は、生徒の教育上必須條件である
 - B 確實な實習經驗に必要な患者の一日平均數

- C 優れた看護に必須な設備
- D 優れた看護を可能にする量と質とを十分に具えた病室附職員及び實習上必要に應じた生徒の配屬
- E 公衆衛生施設
- 1 生徒の教育に必要な適度に進んだ業務
 - 2 優れた患者看護計畫を可能にする量と質とを十分に備えた公衆衛生職員、及びよく立案され管理された生徒の教育計畫
- 7) 生徒の人事計畫には次の諸項を含むこと
- A 國の教育標準に一致する採用標準——教員養成施設の入學者選定標準に匹敵するもの
- 1 年齢——國の教育制度に、一致する
 - 2 一、二年、或はそれ以上の教育を受けた者、又は教育養成の施設入學に必要な條件に匹敵するもの
 - 3 入學前の身體検査において實證された満足な健康
 - 4 堅實なる性格
- B 生徒を次の諸項に適應させるに役立つ組織ある相談計畫
- 1 教育上
 - 2 職業上
 - 3 共同生活上
 - 4 私行上
 - 5 業務上
- C 次の諸項を含む有機的な健康管理
- 1 豫防處置（年1回の身體検査
 - 1 年又は半年毎の胸部X線検査、

- 各種の豫防接種)
- 2 疾病の治療
 - 3 満足な健康記録制度
 - 4 上席醫師と完全な健康管理の責任をもつ看護婦との下になる生徒の健康管理組織
- D よい均衡のある生徒の成長に役立つ生徒の生活
- 1 住居施設（この點に関して委員會は種々苦心検討している）
 - 2 娯樂施設
 - 3 職業外の計畫
 - 4 經濟的援助（獎學金・貸費）
- E 生徒實習、及び研究時間表
- 1 學力と保健條件に一致する教授と實習との週間時間割
 - 2 休暇
 - 3 病氣療養中の手當
- 8) 學校の記録は
- A 次の諸點を包括すること
- 1 入學
 - 2 授業計畫
 - 3 臨床實習
 - 4 健康状態
- B 最近の事實を含むこと
- 9) 學校管理
- A 教育を主要關心事とする委員による管理
- 10) 學校は
- A 1 公認の團體で設立したもの
- 2 國の看護婦協會の看護教育部で設立したもの
- B 1 保健省又は
- 2 文部省の管轄下にあるもの
- (牛場みわ譯)